

平成29年度事業計画

社会福祉法人 掘江保育園

1. 運営目的

(法人) 多様な社会情勢を踏まえ、社会福祉法人として求められるサービス・実施すべきサービスを見極め、施設の処遇に反映するよう指導監督し、福祉サービスの供給源として信頼を受け、長期的見地に立って健全に運営するを以って目的とする。

定款より (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

に則って運営に精励する。

(施設) 法人の決定を受け、求められるサービスを処遇に反映させ、また、独自にサービスを発案し、理事会に具申し了承を得実施し、乳幼児の情緒の安定・心身ともに健全なる成長を助長し、保護者の家庭・就業の安定に寄与するを以って目的とする。乳児を分園で保育するに当たり、環境を整備し安全・衛生に万全を期す。

2. 運営方針

(法人) 平成29年度よりの改正社会福祉法の実施にともなう法人の運営について定められている事項を遵守し、求められる事項が円滑に機能するように努める。理事会は年3回以上(5月、10月～11月、3月)に開催する。求めに応じて臨時に理事会を召集する。出来るだけ詳細に審議し報告する。評議員会は定時を開催する。求めに応じて臨時に評議員会を召集する。決算理事会において審議された事項等を審議し決議する。登記等については従前よりの事項はもとより、29年度より理事長とされた登記をはじめ漏れなく速やかに手続きする。

(施設) 子どもひとりひとりが個性の尊重と人権、人格の尊厳を約束されながら保育者の温かい関わりと見守りの中で、自分らしさを発揮し、様々な体験を通して積極的に活動し「生きる力」を身につけていけるように人的配置・環境を整える。とするが、人的配置については、短期的には職員の産児・育児による休暇取得の継続による定数不足に陥らないよう努める。中期的には職員の採用を進め、将来に向けて人材育成に努める。長期的には待機児童の減少・他施設の整備・児童の減少等を踏まえ、建設当時仕様である定員160名への変更も念頭に置きたい。

3. 保育目標

(施設) 厚生労働省新保育指針に基づいての5領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」に沿った保育を行い、心身ともに健やかで、自発的、意欲的に活動する子どもを育むことを目標とする。

4、処遇計画

(施設) 養護に関し

① 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

教育に関し

② 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

③ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感を、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

④ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の思考力の基礎を培うこと。

⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。

⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

5、処遇施設

本園 佐賀市神野西二丁目2番10号

分園 佐賀市若宮二丁目7番11号

定員 180名